

横芝光町現場代理人の兼務に関する事務取扱要領

第1条 この要領は、現場代理人の兼務について対象となる工事の範囲を設定し、現場代理人の兼務に関する事務取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2条 兼務の対象となる工事

横芝光町が発注する、請負金額が7,000万円未満の建築一式工事又は3,500万円未満の建築一式工事以外の建設工事で、次の条件を全て満たす場合に現場代理人を2件まで兼務することができる。

- (1) 兼務する工事は全て、横芝光町が発注であること。
- (2) 既に契約を締結している工事の請負代金が、建築一式工事にあつては7,000万円未満、建築一式工事以外の建設工事にあつては3,500万円未満であること。
- (3) 本町以外の発注機関の工事の現場代理人を兼務していないこと。

第3条 現場代理人を兼務させる場合の事務について

現場代理人の兼務を行う場合は、受注者が兼務を希望する工事の担当課に対し、届出を行うものとする。

(1) 契約締結時の書類について

ア 受注者は、現場代理人の兼務を希望する工事の契約を締結する場合、契約締結時に主任技術者選任通知に加えて、別記第1号様式による現場代理人兼務届を速やかに提出する。

イ アによる届出後速やかに、既に契約締結している工事の担当課あてに別記第1号様式による現場代理人兼務届を提出する。ただし、添付書類については不要とする。

(2) 兼務の解除及び変更について

ア 兼務している工事の一方が竣工（横芝光町へ引渡後）した場合等、現場代理人が兼務する必要がなくなった時は、契約継続中の工事の担当課あてに別記第2号様式による現場代理人解除届を提出する。

イ 次のいずれかに該当する場合は、兼務をしている双方の工事の担当課あてに別記第3号様式による現場代理人変更届を提出する。

① 設計変更により、一方の工事の請負金額が、建築一式工事にあつては 7,000 万円以上、建築一式工事以外の建設工事にあつては 3,500 万円以上となった場合

② 病気・死亡・退職等特別な場合で、発注者がやむを得ないと認めた場合
ウ イによる現場代理人の変更に伴い、現場代理人を兼務するための要件を満たすことができなくなった場合は、兼務をしている双方の工事の担当課あてに別記第 2 号様式による現場代理人解除届を提出する。

第 4 条 現場代理人の責務について

現場代理人は兼務する一方の工事現場に従事している時であっても、他方の現場代理人の契約上の職務を免じるものではない。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日以降に契約を締結する工事から適用する。